

大規模災害等発生時における

派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

公益社団法人隊友会千歳地方隊友会恵庭支部連合会

公益社団法人全国自衛隊父兄会道央自衛隊父兄会恵庭支部

陸上自衛隊島松駐屯地

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

陸上自衛隊北恵庭駐屯地

## 大規模災害等発生時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

隊友会恵庭支部連合会（甲）、父兄会恵庭支部（乙）と陸上自衛隊島松駐屯地（丙）及び南恵庭駐屯地（丁）並びに北恵庭駐屯地（戊）（以下、「3コ駐屯地」という。）は、自衛隊の大規模災害発生時における派遣隊員の恵庭市居住家族に対する支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害等発生時に、恵庭市内に家族が居住している自衛隊員が派遣される際に、隊友会・父兄会が派遣隊員の家族に対する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 本協定は、甲及び乙が恵庭市内において支援活動が可能な場合において、その構成員の生活基盤が損なわれていない者に対してのみに適用する。

（支援の内容）

第3条 本協定により、甲及び乙が派遣隊員の家族に行う支援は次のとおりとする。

- (1) 必要な隊員家族に対する安否確認（電話、個別訪問、避難所巡回等）
- (2) 派遣隊員家族の支援に関し必要と思われる事項
- (3) 状況により隊員家族が希望する支援事項については、随時協議を行い対応可能な支援を実施する。

（調整窓口）

第4条 派遣隊員及び家族からの隊友会・父兄会に対する支援依頼の調整窓口は、次による。

### 2 隊友会

#### (1) 総合調整

甲の窓口は恵庭支部連合会事務局、3コ駐屯地の窓口は戊とする。

#### (2) 恵南地区

甲の窓口は恵南支部、3コ駐屯地の窓口は丁とする。

#### (3) 恵北地区

甲の窓口は恵北支部、3コ駐屯地の窓口は戊とする。

#### (4) 島松地区

甲の窓口は島松支部、3コ駐屯地の窓口は丙とする。

#### (5) 恵み野地区

甲の窓口は恵み野支部、3コ駐屯地の窓口は丙とする。

### 3 父兄会

乙に対する3コ駐屯地の窓口は戊とする。

（隊員及び家族への周知）

第5条 甲及び乙が実施する支援や制度の内容について、丙、丁及び戊は隊員及び家族に周知するものとする。

(情報の提供及び有効性の確認)

第6条 丙、丁及び戊は、派遣隊員及び留守家族の意向を尊重しつつ、支援に必要な情報を甲及び乙に提供する。

2 有効性の確認のため、甲、乙、丙、丁及び戊は年1回を基準に連絡調整会議を開催するものとする。

(相互協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は、本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊で協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、〇年〇月〇日から効力を有するものとし、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも協定を解消する申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

(3 コ駐屯地以外に勤務する隊員家族に対する支援)

第9条 丙、丁及び戊以外に勤務する隊員家族の支援は、今後協議し、可能な範囲で支援するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊署名の上、各1通保有する。

平成28年10月14日

甲 惠庭市恵み野西6-3-1  
公益社団法人隊友会千歳地方隊友会恵庭支部連合会会長

石原 康弘

乙 惠庭市島松寿町2-11-8  
公益社団法人全国自衛隊父兄会道央自衛隊父兄会恵庭支部長

石川 徳雄

丙 惠庭市西島松308番地  
陸上自衛隊島松駐屯地司令

今金 仁

丁 惠庭市恵南63番地  
陸上自衛隊南恵庭駐屯地司令

鷲尾 正行

戊 惠庭市柏木町531番地  
陸上自衛隊北恵庭駐屯地司令

赤羽根 禎英

大規模災害等発生時における  
派遣隊員の留守家族支援に関する協定書の細部について

公益社団法人隊友会千歳地方隊友会恵庭支部連合会

公益社団法人全国自衛隊父兄会道央自衛隊父兄会恵庭支部

陸上自衛隊島松駐屯地

陸上自衛隊南恵庭駐屯地

陸上自衛隊北恵庭駐屯地

## 大規模災害等発生時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書の細部について

### 1 趣旨

大規模災害発生時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定は、将来生起し得る事態に対応すべく包括的な内容にしているため、解釈に齟齬が生じる可能性があることから、現時点での家族支援の要領について解説するものである。しかし、本解説に記載されていない事項が生起した場合は、その都度協議の上、支援可能な範囲で家族支援を実施するものとする。

### 2 協定の解説

#### (1) 前文

家族支援を実施するのは、自衛隊の大規模災害派遣時とし、「恵庭市が直接被害を受けた場合」及び「恵庭市が被害を受けていない場合」の2パターンを想定し、PKO等の海外派遣は、自衛隊が実施する家族支援でまかなえらるることから想定していない。また、家族支援を受ける隊員家族を「恵庭市に在住する隊員家族のうち、恵庭市の3コ駐屯地に勤務する隊員家族」とした。

#### (2) 第1条

協定の目的を記述した。

#### (3) 第2条

家族支援実施の条件として、隊友会及び父兄会の家族支援活動が可能で、かつ、生活基盤が損なわれていない場合に行うこととした。このことから、本家族支援は、隊友会及び父兄会の自衛隊に対するボランティア活動であり、家族支援を強要するものではない。

#### (4) 第3条

隊友会及び父兄会が実施する家族支援として「必要な隊員家族に対する安否確認」とし、自衛隊から要請のあった隊員家族の安否確認のため、電話、個別訪問、避難所の巡回等を実施することとし、その他の支援は、当時の状況により実施の可否は協議する。また、自衛隊と恵庭市も同様の協定を締結しており、託児・介護等は努めて恵庭市の支援を受けることとした。

#### (5) 第4条

##### ア 隊友会

(ア) 総合調整窓口として、恵庭支部連合会と北恵庭駐屯地業務隊総務科とし、平素において家族支援施策に関する連絡調整を実施し、恵庭支部連合会は各支部へ、北恵庭駐屯地業務隊は南恵庭駐屯地業務隊及び北海道補給処へ、それぞれ連絡・調整及び意見集約を実施するものとする。

また、北恵庭駐屯地業務隊は、災害派遣間の3コ駐屯地の家族支援要望を取りまとめ、恵庭市全体の家族支援要望及び家族支援実施数を掌握し、恵庭支部連合会と情報を共有するものとする。

(イ) 災害派遣間の家族支援要望の連絡・調整窓口として以下を調整窓口とする。  
また、災害派遣間の家族支援要望の連絡・調整が円滑に行われるよう平素から各支部と調整担当となる部隊は、連携を図るものとする。

- a 恵南支部は、南恵庭駐屯地業務隊厚生科
- b 恵北支部は、北恵庭駐屯地業務隊厚生科
- c 島松支部及び恵み野支部は、北海道補給処総務部厚生課

イ 父兄会

窓口は北恵庭駐屯地業務隊総務科とし、平素の家族支援の連絡調整及び災害派遣時の家族支援要望の連絡・調整を実施する。

(6) 第5条

本家族支援実施時に隊友会及び父兄会と隊員家族間に齟齬が生じないように、自衛隊側が本家族支援施策について隊員及び隊員家族に周知することとする。

(7) 第6条

ア 「派遣隊員及び留守家族の意向を尊重しつつ、支援に必要な情報を提供」とあるが、支援要望に柔軟に対応するため、平素は隊員家族の個人情報自衛隊側が保有することから、本状項には、隊員家族の個人情報は含まないこととした。

イ 有効性の確認のため、本来であれば訓練等の実施が望ましいが、実行の可能性を踏まえ年1回を基準とした連絡調整会議を開催することにした。

(8) 第7条

本協定に柔軟性を持たせるため、疑義が生じた場合は、その都度、協議を実施することとした。協議は、調整窓口ごと実施する。協議内容が各支部、各駐屯地に関係する事項の場合は、隊友会恵庭支部連合会、北恵庭駐屯地業務隊がそれぞれ意見集約を実施する。

(9) 第8条

協定締結以降、いずれかの申し出がない限り協定は継続することとした。

(10) 第9条

3コ駐屯地以外に勤務する隊員家族についても、今後、可能な範囲で支援するものとし、具体的な調整が行われた場合も本協定に基づいて家族支援を実施することとした。

(11) その他

関係部外団体の名称等の変更があった場合は、それを読み替えるものとする。